これまでにまとまった検討結果

参考4

＜見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）＞

有害性の情報量大 ← → 有害性の情報量小

約3,000物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

数万物質

労災多発等管理困難な物質・作業
国が指定

ばく露限界値（仮称）設定可能な物質
国が物質指定＋ばく露限界値設定

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された物質
国が物質指定

危険性・有害性情報が少ない（不明が多い）物質

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

ラベル表示・SDS交付努力義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

リスクアセスメント努力義務

製造・使用等の禁止、許可制等

ばく露濃度を「ばく露限界値」以下とする義務※

ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務※

※ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて、事業者が自ら選択
①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、④有効な呼吸用保護具の使用

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響がある又は不明な物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

自律的な管理を基軸とする化学物質管理

＜特化則等対象物質の管理＞
- 特化則等の対象物質は、引き続き同規則に基づいて管理
- 一定の要件を満たした企業は、特化則等の適用を除外（ばく露防止手段の自主選択可）

※今後、特化則等への物質追加は行わない

中小企業を中心とする国による支援
- 標準的な管理方法等をまとめたガイドラインの作成
- インダストリアルハイジニスト等の専門家による相談等の支援体制整備
- 化学物質管理を支援する簡易なシステムの開発
- 化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトの整備　など